

国営土地改良事業特別徴収金徴収条例施行規則の新設について

1 規則の新設理由

国営土地改良事業特別徴収金徴収条例（以下「条例」という。）の施行に伴い、その施行に関し必要な事項を定める。

2 規則の概要

(1) 趣旨	この規則は、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。
(2) 特別徴収金徴収限度額等の通知	<p>総合事務所長は、国営土地改良事業（以下「国営事業」という。）の工事完了公告があったときは、当該国営事業の施行に係る地域（以下単に「地域」という。）を地区とする土地改良区並びに当該地域を所管する市町村長及び農業委員会に対し、次に掲げる事項その他必要な事項を通知するものとする。</p> <p>ア 当該公告があったこと及び地域内にある土地につき条例の規定が適用されること。</p> <p>イ 特別徴収金の徴収限度額</p>
(3) 特別徴収金の減免又は徴収猶予の申請	特別徴収金の減免又は徴収の猶予を受けようとする者は、特別徴収金減免（徴収猶予）申請書を総合事務所長に提出しなければならない。
(4) 施行期日	この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県景観形成条例施行規則の全部改正について

1 規則の改正理由

鳥取県景観形成条例の全部が改正され、景観法に基づく制度への移行、景観支障物件に対する措置制度の創設等が行われたことに伴い、景観計画区域内における行為の届出書の様式及びその添付書類、措置申立てに係る手続等を定める。

2 規則の概要

(1) 題名

規則の題名を、鳥取県景観形成規則（現行 鳥取県景観形成条例施行規則）に改める。

(2) 景観計画の策定に関する事項

景観計画を定めようとするときに開催する公聴会について、開催公告、運営方法、記録その他の手続等を定める。

(3) 行為の規制等に係る事項

ア 景観計画区域内での行為の届出書の様式、その他の添付図書等を定める。

イ 原状回復等を行う職員の身分証明書の様式を定める。

ウ 必要な措置をとる旨の勧告等に従わないときに行う公表について、公表する事項は、当該勧告等を受けた者の住所、氏名等とする。

エ 必要な措置をとる旨の勧告等に従わない旨の公表等をしようとするときの意見の陳述は、知事が口頭で行うことを認めるときを除き、書面の提出によることを原則とする。

オ エの知事が口頭で行うことを認めるときは口頭陳述会を設定することとし、口頭陳述会における意見陳述の方法、運営方法、記録その他の手続等を定める。

カ 景観計画区域内での行為の届出を行った者等が設置する標識の様式等を定める。

(4) 景観支障物件に関する事項

ア 景観支障物件に対する措置申立て（以下「措置申立て」という。）をすることができる者は、当該支障物件から75メートルに居住する者等とする。

イ 措置申立ては、景観支障物件の所在地等を記載した文書により行う。

ウ 措置申立てに必要な周辺住民等の数は、周辺住民等の総数の3分の2の数とする。

エ 景観支障物件に対する措置要請に従わないときに行う公表について、公表する事項は、当該要請を受けた者の住所、氏名等とする。

オ 景観支障物件の立入調査を行う職員の身分証明書の様式を定める。

(5) 鳥取県景観審議会の地域部会に関する事項

鳥取県景観審議会に設置する地域部会の名称及び所管区域を定める。

(6) 施行期日等

ア 施行期日は、平成19年10月1日から施行する(4)を除き、公布の日とする。

イ (3)は、景観形成区域内での届出行為のうち、平成19年10月1日以後に着手するものについて適用し、同日前に着手するものについては、なお従前の例による。